

平成28年度川島町水防計画における主な修正事項

平成28年4月28日
総務課

1 水防計画の目的に「内水」を追加（P1）

平成27年度の水防法の改正を踏まえ、「水防計画作成の手引き」に基づき、水防計画の目的に「内水」を追加した。

内水：水防法第2条第1項に規定する。

2 用語の追加、用語の名称の変更（P1～4）

平成27年度の水防法の改正を踏まえ、「水防計画作成の手引き」に基づき、新たに用語を追加し、用語の名称の変更も行った。

また、平成27年度の町防災計画に新たに追加された「事前行動計画（タイムライン）」も新たに用語に追加した。

【新たに追加された用語】

- (12) 水位周知下水道
- (18) 内水氾濫危険水位
- (20) 雨水出水特別警戒水位
- (23) 内水浸水想定区域
- (24) 事前行動計画（タイムライン）

【名称が変更となった用語】

- (19) 特別警戒水位 → 洪水特別警戒水位
- (22) 浸水想定区域 → 洪水浸水想定区域

3. 水防の責任等の修正（P4～6）

平成27年度の水防法の改正を踏まえ、「水防計画作成の手引き」に基づき、水防の責任等の修正をした。

【修正箇所】

(1) 県の責任

- ⑧水位情報の通知及び周知

↓

水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知

- ⑨洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知

↓

洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知

- ⑩浸水想定区域の指定、公表及び通知

↓

洪水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知

(2) 水防管理団体の責任

- ⑤水位周知下水道の水位浸水想定区域の指定 ※新たに追加
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知 ※新たに追加

(3) 国土交通省の責任

④洪水予報又は水位情報の通知関係市町村長への通知



洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知

⑤水位情報の通知及び周知



水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知

⑥浸水想定区域の指定、公表及び通知



洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知

4. 国管理河川の基準水位の修正 (P14・19)

平成27年度の埼玉県防災計画に準拠し荒川では熊谷と治水橋、入間川では菅間と小ヶ谷、野本、坂戸、八幡橋の避難判断水位と氾濫危険水位を修正した。

① 荒川

【修正箇所】

(熊谷)	避難判断水位	氾濫危険水位
	4.80→5.30	5.60→5.90
(治水橋)	避難判断水位	氾濫危険水位
	10.80→12.0	11.10→12.4

② 入間川

【修正箇所】

(菅間)	避難判断水位	氾濫危険水位
	10.60→11.50	11.80→12.00
(小ヶ谷)	避難判断水位	氾濫危険水位
	3.40→3.70	4.00→3.90
(野本)	避難判断水位	氾濫危険水位
	3.50→3.70	3.90→4.30
(坂戸)	避難判断水位	氾濫危険水位
	2.20→3.20	2.90→3.50
(八幡橋)	避難判断水位	氾濫危険水位
	4.10→4.30	4.90→4.50

5. 県管理河川の基準水位の修正 (P18・21)

平成28年度に修正予定の埼玉県水防計画に準拠し県管理河川である市野川の基準水位観測所(慈雲寺橋)の避難判断水位と氾濫危険水位を修正した。

○市野川

(慈雲橋)	避難判断水位	氾濫危険水位
	16.60→16.92	17.34→17.90